

貯蓄預金

2021年4月1日現在

項 目	内 容
商品名	貯蓄預金 ①「貯蓄預金Ⅰ型」・・・基準残高40万円のもの ②「貯蓄預金Ⅱ型」・・・基準残高20万円のもの
販売対象	・個人のみ
期 間	・期間の定めはありません。
預 入	
（1）預入方法	・随時預入
（2）預入金額	・1円以上
（3）預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻します。
利 息	
（1）適用金利	・変動金利 （毎日の最終残高に対し各々の基準以上又は基準未満に対応する店頭表示利率を適用）
（2）利払方法	・年2回（3月、9月）の当組合所定の日に元金に組入れます。
（3）計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	・利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優を除く） ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に受け取る利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当組合が定める手数料をいただきます。 ※詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください。 ・貯蓄預金Ⅰ型で、毎月1日～月末までに5回を超えて払出しをする時は、その回数を超えるそれぞれの払出しについて110円（消費税込）の手数をいただきます。
付加できる特約条項	・個人のみはマル優の取扱いができます。（マル優の資格者に限ります）
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・別表（※）の通り受付しております。 ※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」

貯蓄預金

2021年4月1日現在

項 目	内 容
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにはご利用できません。・預金保険機構の対象であり、預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。 <p>(当組合に複数の口座がある場合、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>